

# 奈良植物研究会会則

## 総 則

- 第1条 名称 本会は奈良植物研究会という。
- 第2条 目的 本会は奈良県の植物を研究し、その結果を広く普及することを目的とする。
- 第3条 事業 本会はその目的を達成するために、つぎの事業を行う。
- i) 観察会、研究発表会、講演会など。
  - ii) 会誌などの刊行配布。
  - iii) 調査および研究会など。
  - iv) 奈良県植物誌の編纂。
  - v) そのほか本会の目的を達成するのに必要な事項。

## 会 員

- 第4条 会員 本会の会員は正会員、賛助会員、名誉会員および特別会員とする。
- i) 正会員は本会の趣旨に賛成し、所定の入会手続を経て会費を納める個人。
  - ii) 賛助会員は本会の趣旨に賛同し、別に定める賛助会費を納める個人および団体。
  - iii) 名誉会員は運営委員会で推薦され総会で承認された、長年本会の発展に寄与した個人および団体。
  - iv) 特別会員は運営委員会で推薦され総会で承認された、本会の発展に寄与した個人および団体。
- 第5条 入会 本会に入会を希望するものは会長あて所定の申込用紙に必要事項を記入し、1年以上の会費をそえて提出しなければならない。
- 第6条 退会 退会しようとするものは会長あて退会届を提出しなければならない。ただし、すでに納めた会費は払い戻さない。
- 第7条 権利 会員はつぎの権利をもつ。
- i) 会誌及び印刷物の配布をうけること。
  - ii) 会誌に投稿すること。
  - iii) 本会の会合に出席し、研究発表、講演を行い、意見を述べること。
  - iv) 本会の会長、運営委員を選任し、またはこれらに選任されること。ただし、この権利は正会員に限る。
- 第8条 義務 会員はつぎの義務を負う。
- 本会の会則を守ること。(2年以上の会費の滞納、そのほかの理由により会の運営を妨げたと認められる場合は運営委員会の決議により退会させ、または除名することがある)。

## 役 員

- 第9条 本会につぎの役員をおく。
- i) 会長 1名
  - ii) 幹事長 1名
  - iii) 運営委員 若干名
  - iv) 会計監査 2名
- いずれも任期は2年とし再任を妨げない。
- 第10条 会長は本会を代表し、会務を総括する。会長は総会において正会員の互選によって定める。会長に事故あるときは、運営委員の互選によって代行を定める。

第 11 条 運営委員は総会において正会員の互選によって定める。

第 12 条 幹事長は運営委員の互選により、会長が委嘱する。幹事長は運営委員が分担する会務を総括する。

第 13 条 会計監査は運営委員会の協議によって正会員の中から選び、会長が委嘱する。

#### 機 関

第 14 条 総会 総会は会の最高決議機関であり、会務、会計そのほか重要事項を議決する。会長は毎年 1 回これを招集しなければならない。ただし、運営委員会が必要と認めた時、または正会員の 3 分の 1 以上から請求があった時には、会長は臨時に招集しなければならない。

第 15 条 運営委員会 運営委員会は会長、幹事長および運営委員で構成し、会長が議長となる。運営委員会では会の運営方針を審議する。ただし、緊急事項は総会にかかわって決定することができるが、次回総会において報告しなければならない。運営委員会は会長が招集する。ただし、運営委員の 3 分の 1 以上の申し出があった時には開催しなければならない。

第 16 条 事務局 事務局は幹事長、庶務幹事および会計幹事で構成し、会長を助けて会務を運営する。事務局の所在は付則で定める。

2. 運営委員は庶務幹事、会計幹事のほか、事業幹事、編集幹事、植物誌幹事、広報幹事を分担する。

#### 会 計

第 17 条 会の経費は会費そのほかの収入をもってあてる。

第 18 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

第 19 条 本会の予算、決算は総会において承認を受けなければならない。

第 20 条 本会に対する寄付または補助金などは運営委員会の議を経て会長がこれを受け取ることができる。

#### 雑 則

第 21 条 会則の変更は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第 22 条 会誌の刊行および本会の行う事業に関する細則は別に運営委員会において定める。

#### 付 則

第 1 条 正会員の会費は年額 3,000 円とし前納することとする。但し、大学生(大学院生を含む)は年間 1,500 円とする。

第 2 条 賛助会員の会費は年額 10,000 円以上とする。

第 3 条 事務局は当分の間、桜井市栗原 1 3 6 8 - 1 - 1 吉堂求方におく。

(2016年4月17日改正)